千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

千鳥ヶ淵ボート場

新年度予算のあらまし

総額 157億706万7千円

前年度比 6.2%増

三月八日から開かれた第一回区議会定例会に提案されていた、昭和五十三年度一般会計予算案は、三月二十九日に開かれた本会議で、原案どおり議決されました。

この新年度予算は、極めて厳しい財政事情にある中で、財政の効率的な運用に努めながら、重点施策の推進と公共施設整備三か年計画の予算化を重点として編成されています。

新年度予算の総額は、百五十七億七百六万七千円で、前年度に比べて九億一千三百八十一万五千円、六・二%の増となっています。

新年度予算の主な内容は、つぎのとおりです。なお、※印の項目については、くわしい内容の紹介が四頁にあります。

区民の健康増進と生活環境の整備

※区営住宅の建設　七億十七万円

公営住宅法に基づく区営住宅を、九段南一丁目に社会教育会館と併設して十二戸建設するほか、もう一か所新たに土地を取得し、二十戸建設します。（それぞれ昭和五十四年度完成予定）

仮称和泉町公園の造成　一億八百八十八万円

区が、都から購入した神田和泉町の都市公園用地（四、六〇八平方㍍）を、災害時の避難場所ともなるような児童公園として造成します。（現在は、練成中学校の仮校舎として使用中）

※「こどもの日」朝湯実施助成　五十二万円

五月五日の「こどもの日」に、区内十三の公衆浴場が実施する朝湯に、区が助成します。

環境モデル地区設定　五十万円

区内に五か所程度の環境モデル地区を設け、環境美化を推進していきます。

ガーデン・ロード（緑の遊歩道）設置　一億千四百万円

九段上から二番町に通じる千鳥ヶ淵沿いの道路（約七百七十㍍）の歩道を拡張し、緑の遊歩道にします。

こどもの池設置　八百六万円

小学校入学前の幼児の水遊び場〝こどもの池〟は、現在東郷公園と神田公園の二か所にあります。五十二年度は、さらにもう一か所設置する予定です。

■昭和53年度一般会計予算

〈歳入〉

項目	53年度予算額（千円）	52年度予算額（千円）	比較（千円）	増加率（%）
特別区税	9,278,375	8,984,238	294,137	3.3
地方譲与税	73,130	68,602	4,528	6.6
自動車取得税交付金	129,600	127,969	1,631	1.3
特別区交付金	2	2	0	0
交通安全対策特別交付金	46,203	33,000	13,203	40.0
分担金及び負担金	198,122	134,266	63,856	47.6
使用料及び手数料	367,277	317,844	49,433	15.6
国庫支出金	976,952	893,797	83,155	9.3
都支出金	440,729	413,529	27,200	6.6
財産収入	113,719	124,113	－10,394	－8.4
寄附金	1	1	0	0
繰入金	847,130	160,608	686,522	427.5
繰越金	1	441,872	－441,871	皆減
諸収入	1,805,526	1,747,811	57,715	3.3
特別区債	1,430,300	1,345,600	84,700	6.3
合計	15,707,067	14,793,252	913,815	6.2

〈歳出〉

項目	53年度予算額（千円）	52年度予算額（千円）	比較（千円）	増加率（%）
議会費	333,559	315,361	18,198	5.8
総務費	2,880,087	2,717,882	162,205	6.0
民生費	3,270,761	2,729,104	541,657	19.8
衛生費	911,552	831,436	80,116	9.6
産業経済費	1,034,116	1,419,549	－385,433	－27.2
土木費	3,716,208	3,427,969	288,239	8.4
教育費	3,434,283	3,249,670	184,613	5.7
公債費	71,912	47,692	24,220	50.8
諸支出金	4,589	4,589	0	0
予備費	50,000	50,000	0	0
合計	15,707,067	14,793,252	913,815	6.2

保育園・児童館の建設用地取得　七億三千六百二十五万円

保育園と児童館を併設した児童福祉施設を建設するための用地を取得します。

国保の出産祝品支給　六十万円

区の国民健康保険に加入しているひとが出産したとき、出産祝品を差上げます。

区民健康診査の実施　三千二百二十一万円

成人病を予防し、区民の健康増進を目的として、毎年区民健康診査を実施しています。

今年度は、対象年齢を引下げ、より多くのひとが受診できるようにします。

教育環境の整備と青少年の健全育成

社会教育会館の建設　三億八千六百九十三万円

社会教育の充実を図るため、九段南一丁目に、社会教育会館を建設します。

規模は地上九階、地下一階（七・八・九階は区営住宅）で、昭和五十四年度完成の予定です。

※神田囃子教室の開設　三十七万円

千代田区の郷土芸能「神田囃子」を伝承していくため、神田囃子教室を開設します。

中学校校舎の改築　二億八千二百七十六万円

老朽化の著しい区立中学校（練成中・一橋中）を改築します。

練成中学校の新校舎は地上四階、中地階で、現在工事が進められています。

新校舎には、食堂方式による給食施設を設け、当区として初めて中学校の完全給食を実施します。

また、一橋中学校についても、改築のための調査・設計を行います。

商工業の発展育成

※不況対策緊急事業特別資金　五千万円

経済不況のあおりをまともに受けている区内の中小企業救済のため緊急特別融資を実施します。

地場産業展　二百四十七万円

千代田区の代表的な地場産業の印刷・製本関連産業のイメージアップを図り、販路の拡張や取引の拡大を目的として、大手町の都立産業会館で「地場産業展」を開催します。

経営診断の実施　三百十一万円

区内商業の発展を図るため、毎年商店街の経営診断を行っていますが、今年度は、二つの商店街について実施します。

産業会館の建設　一億七千七百六万円

区内中小企業の育成・発展を図るため、神田錦町三丁目に産業会館を建設します。

規模は、地上五階地下一階で、昭和五十四年度完成の予定です。

災害から区民を守る街づくり

※避難袋の配布　六千九百三十四万円

防災意識の普及と啓発を目的として、区内全世帯に「避難袋」を配布します。

この避難袋には、災害発生時に備えた応急物資が入っています。

地区防災組織の育成　五百万円

区では、災害から街を守るために、地域防災組織の育成に力を入れています。

町会などを単位として組織される、この地域防災組織に対して、防災用器材などの支給を行い、五十組織を育成する予定です。

貯水槽の設置　千三百二十九万円

災害に備えて、貯水量四十トンの貯水槽を、今年度造成される仮称和泉町公園に併設します。

老人とめぐまれない人々の福祉向上

※心身障害者の生活圏拡大　二百六十七万円

心身に障害を持つひとは、ともすれば生活範囲が狭くなりがちです。

そこで、行動範囲を拡げるため「心身障害者福祉タクシー」と「自動車免許証取得補助事業」を実施します。

難病患者福祉手当の増額　二百七十万円

スモン、ベーチェットなどのいわゆる難病にかかっているひとに対して支給している難病患者福祉手当を、月額六千円から六千五百円に引上げます。

老人福祉センター屋上運動場整備　百三十五万円

神田神保町の老人福祉センターの屋上に人工芝を敷き、おとしよりに新しいレクリエーションの場を提供します。

第一回区議会定例会

二十七議案を議決し三月二十九日閉会

三月八日から開かれていた第一回区議会定例会は、昭和五十三年度一般会計予算案、五十三年度国民健康保険事業会計予算案など、十七議案を議決して、三月二十九日に閉会しました。議決された主な議案は、つぎのとおりです。

・昭和五十三年度一般会計予算

総額百五十七億七百六万七千円

・昭和五十二年度一般会計補正予算第二号

・昭和五十三年度国民健康保険事業会計予算

・昭和五十二年度国民健康保険事業会計補正予算

・応急資金貸付条例の一部を改正する条例

・難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

・国民健康保険条例の一部を改正する条例

監査委員（知識経験者選出）教育委員会委員を任命

三月二十八日に任期満了となった監査委員（知識経験者選出）二名の後任が、三月二十日に開かれた本会議で、議会の同意を得てつぎのとおり任命されました。

新監査委員

藤井　芳郎氏（再任）

土田　茂雄氏（再任）

また、三月二十八日に任期満了となった教育委員会委員の後任についても、議会の同意を得てつぎのとおり任命されました。

新教育委員会委員

市村　道徳氏（新任）

昭和五十三年度 新規事業のあらまし

昭和五十三年予算に盛込まれた事業の中から、新規事業を中心に、区民のみなさんの生活と深いつながりのある事業のあらましを、ご紹介します。

なお、くわしい内容や対象などについては、そのつど「区のおしらせ」などでお知らせします。

区営住宅の建設

昭和五十四年度までに四十二戸

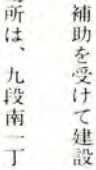

区では、本区の基本的問題である人口対策として、また福祉対策として区営住宅の建設を区政の重点対策の一つにしています。

千代田区には、区が独自の財源で建設した区立住宅が二百三十四戸ありますが、今年度建設に着手する区営住宅は、公営住宅法によるもので、国の補助を受けて建設されます。

建設される場所は、九段南一丁目の都税事務所跡地で、社会教育会館と併設され、戸数は十二戸です。規模は地上九階地下一階で、住宅部分は七～九階部分です。

間取りは二DKと三DKで、完成は昭和五十四年度の予定です。

また、五十四年度までに、さらに三十戸の区営住宅を建設するため、現在建設用地の取得を進めていますが、取得できしだい建設に着手します。

防災意識の普及・高揚に 区内全世帯に「避難袋」を配布

区では、防災意識の普及・高揚を図り、いざというときに役立てもらおうと、区内全世帯に「避難袋」を配布します。

千代田区は、昭和四十六年に、全国に先がけて「避難袋」を配布しましたが、その後の住民の移動により、「避難袋」を持たない世帯が増えるとともに、区民からの要望も多くあり、再配布を行うことになりました。

今年度配布する「避難袋」には、ロープ、軍手、ローソク、けがをしたときの応急措置に必要なガーゼや包帯三角巾などを入れる予定です。

配布の時期や方法などについては、「区のおしらせ」などでお知らせします。

中小企業の不況対策に 事業資金を 緊急融資

経済不況のあおりをまともに受けている区内の中小企業を救済するため、区では緊急特別融資を実施します。

この緊急特別融資の貸付対象は、繊維、印刷・出版、飲食、金物・荒物、書籍・文具、家庭用機械・器具などの構造不況業種、区内地場産業の代表業種です。

貸付限度額は百万円で、返済期間は二年（据置期間六か月を含む）です。

なお、利率は年五％（本人負担分）と低利なほか、保証料も区で負担します。

申込方法などくわしいことは、四月二十日号の「区のおしらせ」でお知らせします。

五月五日の「こどもの日」 区内の公衆浴場で朝湯を実施

区内十三の公衆浴場では、五月五日の「こどもの日」に朝湯を実施しますが、区では、この朝湯実施に対し、五十二万円を助成します。

この朝湯は、公衆浴場を利用することの少なくなったこどもたちに、公衆浴場の良さを知ってもらおうと、五月五日の「こどもの日」にしようぶ湯をたて、十二歳未満のこどもたちを無料で招待しようというものです。

もちろん、この日は、一般のひとたちも利用できます。

朝湯の実施時間は、おおむね午前九時三十分から午後六時までの予定ですが、くわしい時間などは四月二十日の「区のおしらせ」でお知らせするほか、各浴場でもお知らせします。

心身障害者の生活圏拡大に 心身障害者福祉タクシー 運転免許証取得補助

心身障害者が、タクシーを利用するとき、その基本料金（三百三十円）を助成します。

助成額は年間基本料金四十八回分で、利用できるタクシーは、区と協定している個人タクシーです。

郷土芸能の伝承のため 神田囃子（はやし）教室を開催

区では、千代田区の郷土芸能〝神田囃子〟を正しく保存・伝承していこうと二月に神田囃子の鳴物一式を購入しました。

今年度は、神田囃子を後世に伝えていく伝承者を育成していこうと、購入した鳴物を使って神田囃子教室を開催します。

神田囃子は、太鼓、鉦、笛の五人が一組となって行うもので、五人を一グループとして、十グループ程度を育成していきます。

すが、行動範囲を拡げるために、「自動車免許証取得補助」と「心身障害者福祉タクシー」の事業を実施します。

運転免許証取得補助

身体障害者が、第一種普通免許を取得するとき、取得のための経費の一部（十一万円）を補助します。

心身障害者福祉タクシー

心身障害者が、タクシーを利用するとき、その基本料金（三百三十円）を助成します。

助成額は年間基本料金四十八回分で、利用できるタクシーは、区と協定している個人タクシーです。

外濠公園総合グランド

五月利用分から区公会堂で抽せん

四ツ谷の外濠公園グランドは、野球や陸上競技、テニスが楽しめる手ごろなグランドとして親しまれています。このため、申込者が非常に多く、毎月厳正な抽せんによって、利用者を決めています。

●五月利用分から抽せん会場変更

グランド（野球場として利用）とテニスコートの抽せん会を、五月利用分から、千代田区公会堂で行うことになりましたので、ご注意ください。

なお、グランドを運動場・競技場として利用する場合は、これまでどおり区役所で行います。

●五月利用分抽せん日時・場所

グランド

（野球場として使う場合）

四月二十五日(火)　午前十時　千代田区公会堂で

（運動場・競技場として使う場合）

四月二十五日(火)　午後一時三十分　公園河川課窓口で

テニスコート

四月二十五日(火)　午後一時三十分　千代田区公会堂で

なお、グランド利用についてのくわしいことは、「わたしの便利帳（施設利用案内編）」をご覧ください。（各出張所の窓口にあります）

●外濠公園総合グランド用途別申込み

	グランド		テニスコート
	野球場として使う場合	運動場・競技場として使う場合	
申込み	使用する前月25日前後に区公会堂で抽せん（抽せん日時については、月によって違いますので係に問合せてください）	使用する前月20日に区役所で抽せん（20日が土・日・祝日のときは翌日）	使用する前月25日前後に区公会堂で抽せん（抽せん日時については、月によって違いますので係に問合せてください）

- グランド（野球場として使用）の毎月第1日曜日は小・中学生のみ利用できます。抽せん日時については係に問合せてください。
- 1月から3月まではグランド整備のため休場します。

みんなの道路 安全通行にご協力を…

道路に、店の立看板や商品、ダンボールが置いてあったり、日よけや雨よけが突出して取付けてあると、歩行者にとって通行の障害になりかねません。

看板や日よけ、雨よけなどの中には、古くなって壊れかかったものや十分に取付けられていないものが見られます。

これらは、春先に吹く風や秋の台風などによって飛ばされたり、落ちたりして、歩行者や車に被害を与えるということがあります。

ですから、看板や日よけをもう一度点検し、危険と思われるものは、早めに新しいものに取替えたり、補強するようにしてください。

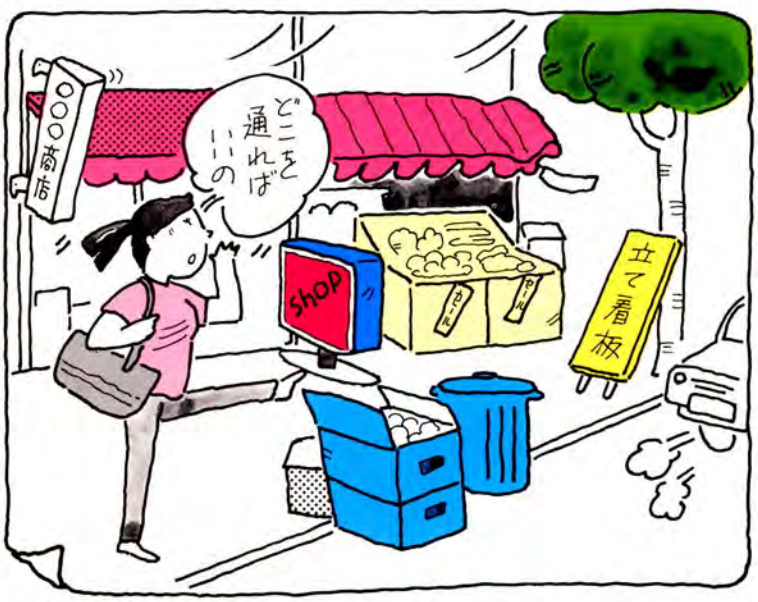

道路を商品置場として使ったり、日よけ、雨よけ、などを突出して取付けるときは、許可が必要です。

道路を占用していて許可を受けていないひとは、新たに許可申請を。また、現在占用許可を受けていて更新しなければならないひとは、忘れずに継続許可申請の手続きをしてください。

申請先

区道＝土木部管理課占用係

都道＝東京都第一建設事務所管理課占用係（中央区明石町二―四☎542―七六四一）

国道＝建設省東京国道工事事務所（大手町一―三―三☎214―七三六一）

なお、使用する道路が、区道、都道、国道かが、わからないときは、区役所土木部管理課占用係に問合せてください。

国民健康保険 保険料・助産費・葬祭費の金額が変わりました

四月から国民健康保険の保険料・助産費・葬祭費が、つぎのように改正されました。

●保険料

均等割額は一人当り年額二千四百円が、四千八百円に、また限度額は一世帯当り十二万円が、十七万円にそれぞれ改正されました。

●助産費

国保加入者が出産したときに支給される助産費が、四万円から六万円に引上げられました。

●葬祭費

国保加入者が死亡し、葬儀を出したひとに支給される葬祭費が、一万円から二万円に引上げられました。

問合せ　国民健康保険課保険管理係

国民年金　52年度の保険料は4月末日までに

四月は、昭和五十二年度国民年金保険料の最終納期です。

もし、納め忘れている保険料があったら、四月末までにすでに送付してある納付書で、区役所、出張所、郵便局、金融機関で納めてください。

納付書のないひとは、再交付しますので、係まで連絡してください。

なお、五月以降は、区が送付した五十二年度の納付書では、保険料を納めることができませんのでご注意ください。

問合せ　国民年金課保険料係

国民年金　こんなときには届出を

現在、国民年金を受けているひとが、住所、氏名などに変更があった場合、引続き年金を受けるためには、届出が必要です。

つぎのようなときは必ず届けてください。

- 住所、氏名が変ったとき
- 年金手帳をなくしたとき
- 保険料の納付が困難なとき
- 年金を受けているひとが死亡したとき
- 厚生年金、共済組合などに加入したとき、またやめたとき

なお、届けに必要な用紙は国民年金課にあります。また、いつでも年金についての相談を受付けていますので、ご利用ください。

問合せ　国民年金課資格給付係

建物を新・増・改築するときは住居表示の届出を

区では、区民のみなさんのご協力により、すでに七一％の地域で住居表示が実施されています。

建物の出入口が変るときは届出を

すでに住居表示を実施した地域では、建物ごとに住居番号がつけてあります。

これらの地域内で建物を新・増・改築して、玄関など主な出入口の位置が変る場合、すでにつけてある住居番号が変わることがあります。

このようなときは「建築確認申請書」の他に「建物その他の工作物新築届」が必要です。

古い建物の住居番号をそのまま使ったり、まわりの番号から推測してつけたりすることは、間違いのもとになることがあります。

また、アパートやビルを建築するときは、入居するひとの「住民登録」や「登記」などの手続きに新しい住居番号が必要になります。

なお、「建物その他の工作物新築届」の用紙は、住居表示課にあります。

問合せ　住居表示課事業係

軽自動車税の納入は五月一日までに

昭和五十三年度、軽自動車税の納税通知書を四月十二日に郵送しますので、五月一日(月)までに、お近くの金融機関、出張所、または区役所で納めてください。

問合せ　税務課課税第二係

青果物消費者サービスデー
4月20日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
4月14日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
4月12日(水)・26日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

救急

夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。

東京消防庁テレフォンサービス
☎212－2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
☎216－4828

4月の休日診療当番医

⑨日 浅井医院 ☎261－0453 麹町4－2 大貫クリニック ☎264－6801 神田神保町2－2	㉓日 桑沢クリニック ☎262－0011 麹町4－4 パンフィックビル 関医院 ☎252－5566 神田多町2－11	㉚日 福田医院 ☎261－8727 五番町6 平野胃腸科内科 ☎252－4478 内神田2－9－9
⑯日 都築医院 ☎261－7116 九段北1－5－1 興生診療所 ☎252－0009 内神田3－4－11	㉙日 東京警察病院 ☎263－1371 富士見2－10－41 西神田診療所 ☎262－5362 西神田2－3－2	●診療時間は午前9時から午後5時までです。 ●健康保険証は必ずお持ちください。 ●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

おしらせ

春の婦人教養講座

申込み　4月10日から各出張所で

春の婦人教養講座をつぎのとおり開催します。

期　間　四月第四週から七月第三週まで毎週一回、延十二回

とき　各科目とも午後一時三十分から三時三十分まで

ところ　各区民会館

受講資格　区内在住の婦人で、十二回全部出席できるひと

受講料　無料（教材費は各自負担）

科目＼内容	会場（区民会館）	開講日	曜日	定員
書道	番町	4月21日	金	40
	富士見	4月20日	木	40
	神保町	4月17日	月	40
	神田公園	4月21日	金	35
	和泉橋	4月18日	火	40
料理	富士見	4月18日	火	24
	神保町	4月18日	火	24
	万世橋	4月21日	金	30
	和泉橋	4月21日	金	24
華道	番町	4月17日	月	20
	神保町	4月19日	水	30
茶道	番町	4月19日	水	30
	和泉橋	4月19日	水	25
ペン習字	富士見	4月17日	月	40
	万世橋	4月20日	木	40
簿記	神田公園	4月17日	月	30
着付	番町	4月18日	火	30
洋裁	万世橋	4月18日	火	30

申込み　四月十日(月)、各区民会館で。初めて受講するひとは、午後一時三十分から、以前受講したことのあるひとは、午後二時から（一人一科目に限ります。電話では受付けません）受講する各出張所へ

問合せ

番町出張所　☎263—三八三一
富士見出張所　☎263—三八四一
神保町出張所　☎263—〇七四一
神田公園出張所　☎252—七六九一
万世橋出張所　☎251—四六九一
和泉橋出張所　☎253—四九三一

各出張所で16ミリ映写機などを貸出し

千代田図書館では、16ミリ映写機やスクリーン、フィルムを、各出張所に置いて、みなさんに貸出ししています。

どうぞ、ご利用ください。

なお、くわしいことは、千代田図書館視聴覚係にお問合せください。☎264—〇一五一（内線449）

53年度の老人クラブ懇親旅行日程

区では、老人クラブの会員のひとたちの親ぼくと健康増進のため、箱根千代田荘で、一泊二日の懇親旅行を行っています。

今年度の日程は、つぎのとおりです。

番町地区老人クラブ　九月二十六日、五十四年三月八日
富士見地区老人クラブ　七月十一日、十月二十四日
神保町地区老人クラブ　六月十五日、十一月九日
神田公園地区老人クラブ　五月十一日、五十四年一月二十三日
万世橋地区老人クラブ　四月十一日、五十四年二月八日
和泉橋地区老人クラブ　五月二十三日、十二月十四日

麹町こども会

幼児と小学生を対象に、四月二十日(木)の午後二時から三時三十分まで、番町区民会館区民集会室で映画「ちびでかの大冒険」の上映と大型絵ばなしを行います。

老人福祉センターの行事

利用者のつどい

四月十四日(金)、午後一時から、センター四階集会室で

日ごろ、センターを利用する上で、気付いたことやことしの行事などについて意見をお聞かせください。

児童館だより

●四月から新入館券になります

各児童館では、四月から新しい入館券になりましたので、まだ手続きしていないひとは、受付で手続きして、入館券をもらってください。

●富士見児童館

映画会　四月十二日(水)　午後三時から「がんばれ、がんばれ、サッカーズ」「タロウのぼうけん」

四月からクラブの曜日が、つぎのように変りました。

手芸クラブ　毎週火曜日、午後三時三十分から

体操クラブ　毎週木曜日、午後二時三十分から

音楽クラブ　毎週金曜日、午後二時三十分から

演劇クラブ　毎週金曜日、午後三時から

●西神田児童館

卓球大会

四月十二日(水)、午後二時三十分から、対象は小学校三年生以上

映画会

四月十五日(土)　午後二時三十分から

「交通安全」について、おまわりさんのお話もあります。

ドッジボール大会

四月二十二日(土)　午後三時から

対象は、小学校一年生以上

●神田児童館

ゲーム大会

四月十九日(水)　午後二時から、楽しいゲームを行いますので、新しく一年生になったお友達もさそってきてください。

総合体育館からのお知らせ

毎月第3日曜日は区民無料開放日

区立総合体育館では、毎月第3日曜日を、区民のみなさんのために、無料で開放しています。

どうぞご利用ください。

- 今月は、16日です。時間は午前9時から午後9時までです。

保健所だより

麹町保健所 丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室 富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所 神田錦町3-10
☎291-3641

胃の集団検診（無料）

●麹町保健所で募集

四月十九日(水) 午前九時、東京都がん検診センターで

対象は、区内に住む三十五歳以上のひとで、定員は三十五名（先着順）です。

申込み はがきに住所、氏名、電話番号、生年月日、職業、今回の希望月日と「胃検診」と記入し（前回受けたひとは前回の検診年月日を記入してください）五月八日(月)までに、神田保健所予防課業務係に申込んでください。

●神田保健所で募集

五月十八日(木)、十九日(金) 午前九時、東京都がん検診センターで

対象は、区内に住む三十五歳以上のひとで、定員は三十名（先着順）です。

申込み はがきに住所、氏名、電話番号、生年月日、職業、今回の希望月日と「胃検診」と記入し（前回受けたひとは前回の検診年月日を記入してください）五月八日(月)までに、神田保健所予防課業務係に申込んでください。

肺機能検査（予約制）

とき 毎週月曜日の午前九時から十時三十分まで

ところ 麹町保健所

検査項目 %肺活量、一秒量、最大呼気速度、血圧・尿検査など

申込み 電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

乳幼児の療育相談（無料）

麹町保健所では、先天性股関節脱臼や斜頸などの乳幼児の身体障害を早期に発見し、回復をはかるための専門医による療育相談を行います。

とき 四月十八日(火)、五月二十三日(火) 午後一時三十分から二時三十分まで

ところ 麹町保健所

申込み 電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

女性教室（無料）

五月十日(水)、十七日(水)、二十四日(水)、三十一日(水) 午後六時から八時三十分まで 麹町保健所で

対象は、未婚または新婚の女性で、定員は五十名（先着順）です。

内容は、女性の体と病気、女性と法律、歯の衛生、食品衛生、栄養、貧血、遺伝、家族計画などについての講義と血液検査、歯科検診を行います。

申込み 電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

犬を飼っているひとは

飼犬の登録と予防注射を

ことし一回目の、飼い犬の登録と予防注射を、つぎのとおり行います。

犬を飼っているひとは、必ず登録と予防注射を受けてください。

時間 各会場とも午後一時三十分から三時まで

手数料 一頭につき千四百円（登録三百円、予防注射九百五十円、注射済票百五十円）

なお、開業獣医師で予防注射を受けた犬は、当日会場で注射済票（メタル）の交付と登録の手続きをしてください。

日程

月日	会場
4月10日(月)	番町出張所（麹町2－14）
11日(火)	麹町社会保険事務所（三番町22）
12日(水)	富士見出張所（富士見1－6－7）
13日(木)	和泉橋出張所（神田岩本町15）
14日(金)	神保町出張所（神田神保町2－40）
17日(月)	神田保健所（神田錦町3－10）

問合せ 保健衛生部管理課衛生係

●呼吸器系の病気のひとに各種の補償

区では、大気汚染などの影響によって、気管支ぜん息など、呼吸器系の病気にかかっているひとのために、各種の補償が受けられる制度があります。

これは、区内在住、在勤、在学者を対象に、無料で治療が受けられたり、病気の程度に応じて、補償費が受けられるものです。

なお、この制度の補償を受けるには、申請が必要ですので、自覚症状のあるひとは、係まで連絡してください。

対象病種 慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ

申請・問合せ 保健課公害補償係

23区の交通災害共済 一口三百円で最高百万円

東京二十三区では、みなさんが万一、交通事故にあった場合、その被害に応じて、補償が受けられる「交通災害制度」があります。

この制度は、一口三百円（一人二口まで）で、最高百万円まで、補償されるものです。

加入方法 区役所や出張所に備付けてある加入者発行機に三百円入れると、用紙がでます。それに必要事項を記入して、加入機に入れてください。また、銀行、信用金庫の窓口でも、申込めます。（有効期間は一年間）

見舞金 死亡百万円、けがの場合はその程度に応じて七千円から三十万円まで。

加入できるひと 東京二十三区に住んでいるひと

問合せ 区役所交通共済担当（内線528）
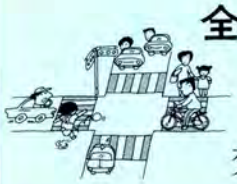
お先へどうぞありがとう
全国春の交通安全運動
4月6日から➡15日
交通安全はゆずり合いから